

平成 2 8 年

第 4 回 定 例 市 議 会

議 案 書

阿 久 根 市



## 付 議 事 件

| 議 案<br>番 号 | 件 名   | ペ ー ジ |
|------------|---|-------|
| 3 9        | 市道路線の変更について   | 1     |
| 4 0        | 番所丘公園の指定管理者の指定について                                  | 3     |
| 4 1        | 阿久根大島公園の指定管理者の指定について                                | 6     |
| 4 2        | 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について         | 9     |
| 4 3        | 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                       | 1 1   |
| 4 4        | 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                 | 1 3   |
| 4 5        | 阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について                      | 2 6   |
| 4 6        | 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について                            | 2 9   |
| 4 7        | 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                      | 3 5   |
| 4 8        | 阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について            | 3 8   |
| 4 9        | 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 4 2   |
| 5 0        | 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について             | 4 4   |

|     |                                    |     |
|-----|------------------------------------|-----|
| 5 1 | 阿久根市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について      | 4 6 |
| 5 2 | 平成 2 8 年度阿久根市一般会計補正予算（第 3 号）       | 別 冊 |
| 5 3 | 平成 2 8 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） | 別 冊 |
| 5 4 | 平成 2 8 年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）   |     |

## 議案第 39 号

### 市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により，次の市道路線を変更したいので，同条第 3 項の規定に基づき，議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 2 日提出

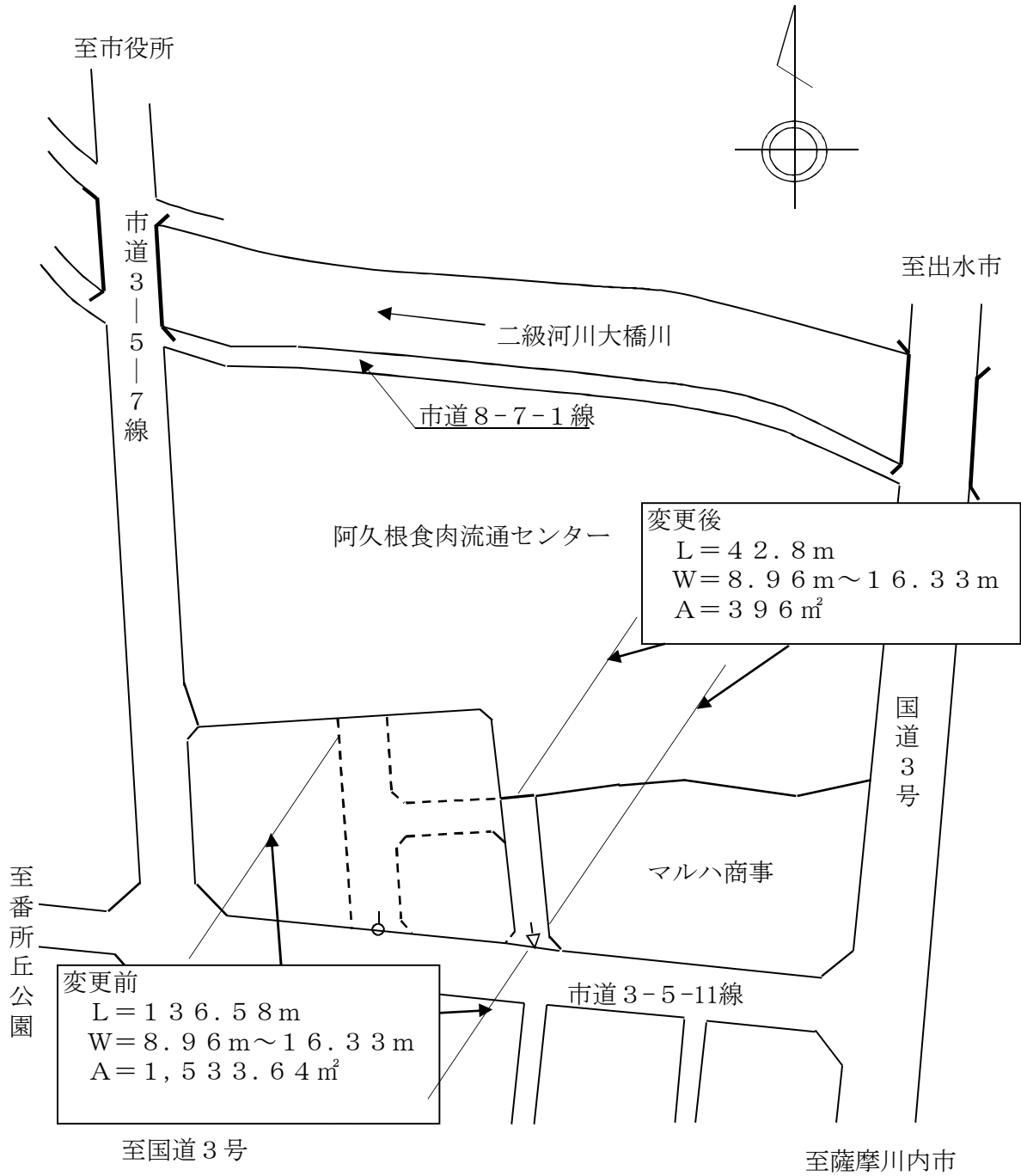
阿久根市長 西 平 良 将

| 番号 | 項目     | 変更前              | 変更後              |
|----|--------|------------------|------------------|
| 1  | 路線名    | 9 - 2 線          | 同 左              |
|    | 起 点    | 塩浜町一丁目 39 番地先    | 塩浜町一丁目 35 番地先    |
|    | 終 点    | 塩浜町一丁目 35 番地先    | 塩浜町一丁目 20 番地先    |
|    | 幅 員    | 8.96 m ~ 12.66 m | 8.96 m ~ 12.66 m |
|    | 延 長    | 136.58 m         | 42.8 m           |
|    | 重要な経過地 | 市道 3 - 5 - 11 線  | 市道 3 - 5 - 11 線  |

### 提案理由

株式会社阿久根食肉流通センターの施設拡充計画に関し，隣接する市道路線の一部を同社に譲渡するため，市道路線を変更するものである。

議案第39号参考



議案第40号

番所丘公園の指定管理者の指定について

番所丘公園の指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月2日提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
番所丘公園
- 2 指定管理者に指定する団体  
株式会社日本水泳振興会
- 3 指定する期間  
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

提案理由

番所丘公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第40号参考

指定管理者に指定する団体の概要

- 1 団体の名称 株式会社日本水泳振興会
- 2 代表者名 代表取締役 青木守喬
- 3 所在地 本社  
東京都中野区東中野三丁目18番12号  
鹿児島営業所  
阿久根市浜町88番地
- 4 設立年月日 昭和54年6月8日
- 5 資本金 30,000,000円
- 6 従業員数 173名
- 7 主な事業内容
  - (1) スポーツ施設および健康増進を目的とした温浴施設の運営
  - (2) スポーツ施設および健康増進を目的とした温浴施設の企画および運営コンサルティング
  - (3) 宿泊施設の運営並びに土地建物の管理
  - (4) 情報システムの企画並びに運営管理に関する業務
  - (5) 旅行、レクリエーション、スポーツ等の福利厚生活動に関する立案、企画および運営
  - (6) イベントの企画、運営
  - (7) スポーツ用品の販売
  - (8) 飲食店の経営
  - (9) 建物の警備業務
  - (10) 建物の清掃業務



- (11) 建物の管理業務
- (12) 特定労働者，並びに一般労働者派遣事業
- (13) 子育て支援事業
- (14) 介護予防事業
- (15) 前各号に付帯する一切の業務

議案第 4 1 号

阿久根大島公園の指定管理者の指定について

阿久根大島公園の指定管理者を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
阿久根大島公園
- 2 指定管理者に指定する団体  
株式会社日本水泳振興会
- 3 指定する期間  
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

阿久根大島公園の指定管理者を指定したいので，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，議会の議決を求めるものである。

## 議案第41号参考

### 指定管理者に指定する団体の概要

- 1 団体の名称 株式会社日本水泳振興会
- 2 代表者名 代表取締役 青木守喬
- 3 所在地 本社  
東京都中野区東中野三丁目18番12号  
鹿児島営業所  
阿久根市浜町88番地
- 4 設立年月日 昭和54年6月8日
- 5 資本金 30,000,000円
- 6 従業員数 173名
- 7 主な事業内容
  - (1) スポーツ施設および健康増進を目的とした温浴施設の運営
  - (2) スポーツ施設および健康増進を目的とした温浴施設の企画および運営コンサルティング
  - (3) 宿泊施設の運営並びに土地建物の管理
  - (4) 情報システムの企画並びに運営管理に関する業務
  - (5) 旅行、レクリエーション、スポーツ等の福利厚生活動に関する立案、企画および運営
  - (6) イベントの企画、運営
  - (7) スポーツ用品の販売
  - (8) 飲食店の経営
  - (9) 建物の警備業務
  - (10) 建物の清掃業務

- (11) 建物の管理業務
- (12) 特定労働者，並びに一般労働者派遣事業
- (13) 子育て支援事業
- (14) 介護予防事業
- (15) 前各号に付帯する一切の業務

議案第 4 2 号

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 4 3 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第 4 4 号

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

人事院の勧告等に準じ、一般職に属する職員の給与を改定するため、  
条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の5第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第11項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 別表第1（第3条関係）

## 一般行政職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      |
|-------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 号給   | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|       |      | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|       | 1    | 141,600 | 191,700 | 227,900 | 261,100 | 287,100 | 317,700 | 361,800 |
|       | 2    | 142,700 | 193,500 | 229,500 | 263,000 | 289,300 | 319,900 | 364,400 |
|       | 3    | 143,900 | 195,300 | 231,000 | 264,800 | 291,600 | 322,200 | 366,900 |
|       | 4    | 145,000 | 197,100 | 232,600 | 266,900 | 293,700 | 324,400 | 369,500 |
|       | 5    | 146,100 | 198,700 | 234,100 | 268,700 | 295,700 | 326,600 | 371,500 |
|       | 6    | 147,200 | 200,500 | 235,800 | 270,600 | 298,000 | 328,600 | 374,000 |
|       | 7    | 148,300 | 202,300 | 237,300 | 272,500 | 300,300 | 330,800 | 376,300 |
|       | 8    | 149,400 | 204,100 | 238,900 | 274,600 | 302,500 | 333,000 | 378,800 |
|       | 9    | 150,500 | 205,800 | 240,300 | 276,700 | 304,600 | 335,100 | 381,300 |
|       | 10   | 151,900 | 207,600 | 241,800 | 278,700 | 306,900 | 337,300 | 384,000 |
|       | 11   | 153,200 | 209,400 | 243,400 | 280,800 | 309,100 | 339,400 | 386,600 |
|       | 12   | 154,500 | 211,200 | 244,800 | 282,800 | 311,400 | 341,600 | 389,300 |
|       | 13   | 155,800 | 212,600 | 246,300 | 284,800 | 313,500 | 343,500 | 391,700 |
|       | 14   | 157,300 | 214,400 | 247,800 | 286,900 | 315,600 | 345,500 | 394,000 |
|       | 15   | 158,800 | 216,100 | 249,100 | 288,900 | 317,800 | 347,600 | 396,200 |
|       | 16   | 160,400 | 217,900 | 250,500 | 290,900 | 319,900 | 349,600 | 398,600 |
|       | 17   | 161,700 | 219,600 | 252,000 | 292,900 | 322,000 | 351,400 | 400,400 |
|       | 18   | 163,200 | 221,300 | 253,700 | 294,900 | 324,000 | 353,400 | 402,400 |
|       | 19   | 164,700 | 222,900 | 255,400 | 297,000 | 326,100 | 355,200 | 404,300 |
|       | 20   | 166,200 | 224,500 | 257,200 | 299,000 | 328,100 | 357,100 | 406,100 |
|       | 21   | 167,600 | 226,000 | 258,800 | 301,000 | 330,000 | 359,100 | 408,000 |
|       | 22   | 170,300 | 227,700 | 260,600 | 303,100 | 332,100 | 361,000 | 409,800 |
|       | 23   | 172,900 | 229,300 | 262,300 | 305,100 | 334,100 | 363,000 | 411,600 |
|       | 24   | 175,500 | 230,900 | 264,000 | 307,200 | 336,200 | 364,900 | 413,500 |
|       | 25   | 178,200 | 232,200 | 266,000 | 309,000 | 337,700 | 366,900 | 415,300 |
|       | 26   | 179,900 | 233,700 | 267,900 | 311,100 | 339,600 | 368,800 | 416,800 |
|       | 27   | 181,600 | 235,100 | 269,700 | 313,200 | 341,500 | 370,800 | 418,300 |
|       | 28   | 183,300 | 236,400 | 271,500 | 315,200 | 343,400 | 372,800 | 419,900 |
|       | 29   | 184,800 | 237,700 | 273,200 | 317,100 | 345,100 | 374,300 | 421,500 |

|            |         |         |         |         |         |         |         |         |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 再任用職員以外の職員 | 30      | 186,600 | 238,900 | 275,100 | 319,100 | 347,000 | 376,100 | 422,800 |
|            | 31      | 188,400 | 239,900 | 277,000 | 321,200 | 348,900 | 377,900 | 424,100 |
|            | 32      | 190,100 | 241,100 | 278,700 | 323,300 | 350,700 | 379,500 | 425,300 |
|            | 33      | 191,700 | 242,400 | 280,400 | 324,700 | 352,600 | 381,300 | 426,500 |
|            | 34      | 193,200 | 243,600 | 282,300 | 326,700 | 354,400 | 382,700 | 427,800 |
|            | 35      | 194,700 | 244,800 | 284,100 | 328,600 | 356,200 | 384,200 | 429,100 |
|            | 36      | 196,200 | 246,100 | 286,000 | 330,700 | 357,900 | 385,800 | 430,300 |
|            | 37      | 197,500 | 247,000 | 287,600 | 332,600 | 359,300 | 387,200 | 431,500 |
|            | 38      | 198,800 | 248,400 | 289,300 | 334,500 | 360,600 | 388,400 | 432,300 |
|            | 39      | 200,100 | 249,800 | 291,100 | 336,500 | 362,000 | 389,600 | 433,100 |
|            | 40      | 201,400 | 251,300 | 292,900 | 338,400 | 363,400 | 390,700 | 433,900 |
|            | 41      | 202,700 | 252,700 | 294,600 | 340,300 | 364,700 | 391,800 | 434,500 |
|            | 42      | 204,000 | 254,100 | 296,300 | 342,200 | 365,600 | 393,000 | 435,200 |
|            | 43      | 205,300 | 255,500 | 297,900 | 344,000 | 366,700 | 394,200 | 435,900 |
|            | 44      | 206,600 | 256,800 | 299,500 | 345,900 | 367,800 | 395,300 | 436,600 |
|            | 45      | 207,800 | 258,000 | 301,200 | 347,400 | 368,600 | 396,000 | 437,400 |
|            | 46      | 209,100 | 259,300 | 302,900 | 348,800 | 369,500 | 396,700 | 438,200 |
|            | 47      | 210,400 | 260,700 | 304,500 | 350,300 | 370,400 | 397,400 | 438,600 |
|            | 48      | 211,700 | 262,000 | 306,200 | 351,800 | 371,300 | 398,100 | 439,300 |
|            | 49      | 212,800 | 263,300 | 307,300 | 353,400 | 372,200 | 398,700 | 439,800 |
|            | 50      | 213,900 | 264,400 | 308,800 | 354,200 | 373,000 | 399,300 | 440,200 |
|            | 51      | 214,900 | 265,700 | 310,300 | 355,400 | 373,800 | 399,800 | 440,600 |
|            | 52      | 216,000 | 267,000 | 311,900 | 356,400 | 374,600 | 400,200 | 441,000 |
|            | 53      | 217,100 | 268,000 | 313,500 | 357,300 | 375,300 | 400,600 | 441,400 |
| 54         | 218,100 | 269,100 | 315,100 | 358,400 | 376,000 | 400,900 | 441,800 |         |
| 55         | 219,000 | 270,400 | 316,700 | 359,300 | 376,700 | 401,200 | 442,200 |         |
| 56         | 220,000 | 271,700 | 318,200 | 360,400 | 377,400 | 401,500 | 442,500 |         |
| 57         | 220,600 | 272,800 | 319,700 | 361,300 | 377,900 | 401,800 | 442,800 |         |
| 58         | 221,500 | 273,800 | 320,900 | 362,000 | 378,500 | 402,100 | 443,200 |         |
| 59         | 222,300 | 274,800 | 322,100 | 362,700 | 379,100 | 402,400 | 443,500 |         |
| 60         | 223,200 | 275,900 | 323,300 | 363,400 | 379,800 | 402,700 | 443,800 |         |
| 61         | 223,900 | 277,100 | 324,000 | 363,800 | 380,200 | 403,000 | 444,100 |         |
| 62         | 224,900 | 278,100 | 324,900 | 364,400 | 380,900 | 403,300 |         |         |
| 63         | 225,700 | 279,000 | 325,700 | 365,100 | 381,500 | 403,600 |         |         |
| 64         | 226,600 | 280,000 | 326,500 | 365,800 | 382,100 | 403,900 |         |         |

|    |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 65 | 227,300 | 280,700 | 327,400 | 366,100 | 382,500 | 404,200 |
| 66 | 228,100 | 281,600 | 327,800 | 366,800 | 383,100 | 404,500 |
| 67 | 229,000 | 282,300 | 328,500 | 367,500 | 383,700 | 404,800 |
| 68 | 230,100 | 283,200 | 329,300 | 368,200 | 384,300 | 405,100 |
| 69 | 230,800 | 284,200 | 330,100 | 368,500 | 384,700 | 405,300 |
| 70 | 231,500 | 285,000 | 330,800 | 369,100 | 385,200 | 405,600 |
| 71 | 232,100 | 285,800 | 331,500 | 369,800 | 385,700 | 405,900 |
| 72 | 232,900 | 286,600 | 332,200 | 370,400 | 386,300 | 406,200 |
| 73 | 233,700 | 287,400 | 332,700 | 370,700 | 386,600 | 406,400 |
| 74 | 234,400 | 287,900 | 333,300 | 371,300 | 387,000 | 406,700 |
| 75 | 235,100 | 288,300 | 333,800 | 372,000 | 387,400 | 407,000 |
| 76 | 235,700 | 288,800 | 334,400 | 372,600 | 387,800 | 407,200 |
| 77 | 236,400 | 288,900 | 334,700 | 373,000 | 388,100 | 407,400 |
| 78 | 237,200 | 289,300 | 335,200 | 373,500 | 388,400 | 407,700 |
| 79 | 238,000 | 289,500 | 335,600 | 374,100 | 388,700 | 408,000 |
| 80 | 238,700 | 289,900 | 336,100 | 374,600 | 389,000 | 408,200 |
| 81 | 239,400 | 290,100 | 336,500 | 375,100 | 389,200 | 408,400 |
| 82 | 240,100 | 290,300 | 337,000 | 375,700 | 389,500 | 408,700 |
| 83 | 240,800 | 290,700 | 337,500 | 376,200 | 389,800 | 409,000 |
| 84 | 241,500 | 291,000 | 338,000 | 376,500 | 390,000 | 409,200 |
| 85 | 242,100 | 291,300 | 338,300 | 376,900 | 390,200 | 409,400 |
| 86 | 242,800 | 291,600 | 338,700 | 377,400 | 390,500 |         |
| 87 | 243,500 | 291,900 | 339,200 | 377,800 | 390,800 |         |
| 88 | 244,200 | 292,300 | 339,600 | 378,200 | 391,000 |         |
| 89 | 244,900 | 292,600 | 339,900 | 378,600 | 391,200 |         |
| 90 | 245,400 | 293,000 | 340,300 | 379,100 | 391,500 |         |
| 91 | 245,800 | 293,300 | 340,800 | 379,500 | 391,800 |         |
| 92 | 246,300 | 293,700 | 341,200 | 379,900 | 392,000 |         |
| 93 | 246,600 | 293,800 | 341,400 | 380,200 | 392,200 |         |
| 94 |         | 294,000 | 341,800 |         |         |         |
| 95 |         | 294,400 | 342,300 |         |         |         |
| 96 |         | 294,800 | 342,700 |         |         |         |
| 97 |         | 295,000 | 342,800 |         |         |         |
| 98 |         | 295,300 | 343,300 |         |         |         |

|       |     |         |         |         |         |         |         |         |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 99  |         | 295,700 | 343,700 |         |         |         |         |
|       | 100 |         | 296,100 | 344,000 |         |         |         |         |
|       | 101 |         | 296,300 | 344,300 |         |         |         |         |
|       | 102 |         | 296,600 | 344,700 |         |         |         |         |
|       | 103 |         | 297,000 | 345,100 |         |         |         |         |
|       | 104 |         | 297,300 | 345,500 |         |         |         |         |
|       | 105 |         | 297,500 | 346,000 |         |         |         |         |
|       | 106 |         | 297,800 | 346,400 |         |         |         |         |
|       | 107 |         | 298,200 | 346,800 |         |         |         |         |
|       | 108 |         | 298,500 | 347,200 |         |         |         |         |
|       | 109 |         | 298,700 | 347,700 |         |         |         |         |
|       | 110 |         | 299,100 | 348,100 |         |         |         |         |
|       | 111 |         | 299,500 | 348,400 |         |         |         |         |
|       | 112 |         | 299,800 | 348,700 |         |         |         |         |
|       | 113 |         | 299,900 | 349,200 |         |         |         |         |
|       | 114 |         | 300,200 |         |         |         |         |         |
|       | 115 |         | 300,500 |         |         |         |         |         |
|       | 116 |         | 300,900 |         |         |         |         |         |
|       | 117 |         | 301,100 |         |         |         |         |         |
|       | 118 |         | 301,300 |         |         |         |         |         |
|       | 119 |         | 301,600 |         |         |         |         |         |
|       | 120 |         | 301,900 |         |         |         |         |         |
|       | 121 |         | 302,300 |         |         |         |         |         |
|       | 122 |         | 302,500 |         |         |         |         |         |
|       | 123 |         | 302,800 |         |         |         |         |         |
|       | 124 |         | 303,100 |         |         |         |         |         |
|       | 125 |         | 303,400 |         |         |         |         |         |
| 再任用職員 |     | 186,900 | 214,400 | 254,400 | 273,800 | 288,900 | 314,300 | 356,000 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第2（第3条関係）

## 医療職給料表

| 職務<br>の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     |
|----------|---------|---------|---------|---------|
|          | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|          | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 1        | 245,200 | 330,500 | 395,500 | 470,600 |
| 2        | 247,700 | 333,500 | 398,400 | 472,900 |
| 3        | 250,200 | 336,400 | 401,300 | 475,100 |
| 4        | 252,700 | 339,400 | 404,100 | 477,400 |
| 5        | 255,000 | 342,100 | 406,800 | 479,700 |
| 6        | 258,800 | 345,400 | 409,500 | 481,900 |
| 7        | 262,600 | 348,500 | 412,300 | 484,100 |
| 8        | 266,400 | 351,600 | 415,000 | 486,300 |
| 9        | 270,000 | 354,500 | 417,500 | 488,300 |
| 10       | 274,000 | 357,400 | 420,200 | 490,400 |
| 11       | 278,000 | 360,500 | 422,900 | 492,500 |
| 12       | 282,000 | 363,700 | 425,600 | 494,600 |
| 13       | 285,800 | 366,700 | 428,000 | 496,700 |
| 14       | 289,800 | 370,300 | 430,500 | 498,800 |
| 15       | 293,700 | 373,500 | 432,900 | 500,900 |
| 16       | 297,600 | 377,200 | 435,400 | 503,000 |
| 17       | 301,400 | 380,800 | 437,600 | 505,100 |
| 18       | 305,000 | 383,500 | 440,000 | 507,100 |
| 19       | 308,500 | 386,300 | 442,400 | 509,100 |
| 20       | 312,100 | 389,000 | 444,800 | 511,100 |
| 21       | 315,700 | 391,900 | 446,600 | 512,900 |
| 22       | 319,400 | 394,500 | 449,000 | 514,700 |
| 23       | 322,900 | 397,100 | 451,400 | 516,600 |
| 24       | 326,400 | 399,500 | 453,700 | 518,500 |
| 25       | 329,900 | 401,800 | 455,800 | 520,200 |
| 26       | 332,700 | 404,100 | 458,100 | 522,000 |
| 27       | 335,300 | 406,400 | 460,300 | 523,800 |
| 28       | 337,900 | 408,700 | 462,600 | 525,600 |
| 29       | 340,700 | 411,000 | 464,800 | 527,400 |

|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 30 | 342,800 | 413,100 | 467,100 | 529,200 |
| 31 | 345,000 | 415,100 | 469,400 | 531,000 |
| 32 | 347,400 | 417,200 | 471,600 | 532,800 |
| 33 | 349,700 | 419,300 | 473,600 | 534,400 |
| 34 | 352,100 | 421,200 | 475,700 | 536,200 |
| 35 | 354,300 | 423,200 | 477,800 | 537,900 |
| 36 | 356,800 | 425,200 | 479,900 | 539,700 |
| 37 | 359,200 | 427,200 | 482,000 | 541,300 |
| 38 | 361,600 | 429,200 | 483,800 | 542,900 |
| 39 | 364,000 | 431,200 | 485,600 | 544,300 |
| 40 | 366,200 | 433,200 | 487,400 | 545,900 |
| 41 | 368,500 | 435,100 | 489,100 | 547,400 |
| 42 | 369,900 | 436,900 | 490,900 | 548,800 |
| 43 | 371,400 | 438,600 | 492,700 | 550,200 |
| 44 | 372,800 | 440,400 | 494,500 | 551,500 |
| 45 | 374,300 | 442,300 | 496,100 | 552,700 |
| 46 | 375,700 | 444,100 | 497,800 | 553,700 |
| 47 | 377,200 | 445,900 | 499,600 | 554,700 |
| 48 | 378,700 | 447,600 | 501,400 | 555,700 |
| 49 | 379,900 | 449,400 | 503,000 | 556,700 |
| 50 | 380,900 | 451,100 | 504,300 | 557,600 |
| 51 | 381,900 | 452,900 | 505,600 | 558,500 |
| 52 | 382,800 | 454,700 | 506,900 | 559,400 |
| 53 | 383,800 | 456,600 | 508,100 | 560,200 |
| 54 | 384,700 | 457,800 | 509,400 | 561,100 |
| 55 | 385,600 | 459,000 | 510,700 | 562,000 |
| 56 | 386,500 | 460,200 | 512,000 | 562,900 |
| 57 | 387,400 | 461,400 | 513,000 | 563,800 |
| 58 | 388,300 | 462,400 | 513,800 | 564,700 |
| 59 | 389,100 | 463,400 | 514,600 | 565,600 |
| 60 | 389,900 | 464,400 | 515,400 | 566,300 |
| 61 | 390,600 | 465,200 | 516,300 | 567,200 |
| 62 | 391,100 | 465,900 | 517,100 | 568,100 |
| 63 | 391,500 | 466,600 | 518,000 | 569,000 |
| 64 | 392,000 | 467,300 | 518,800 | 569,900 |



|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 65 | 392,300 | 468,000 | 519,700 | 570,800 |
| 66 |         | 468,700 | 520,600 |         |
| 67 |         | 469,400 | 521,300 |         |
| 68 |         | 470,100 | 522,200 |         |
| 69 |         | 470,500 | 523,100 |         |
| 70 |         | 471,200 | 523,900 |         |
| 71 |         | 471,900 | 524,800 |         |
| 72 |         | 472,600 | 525,700 |         |
| 73 |         | 473,000 | 526,500 |         |
| 74 |         | 473,600 | 527,400 |         |
| 75 |         | 474,300 | 528,300 |         |
| 76 |         | 475,000 | 529,000 |         |
| 77 |         | 475,400 | 529,800 |         |
| 78 |         | 476,000 | 530,700 |         |
| 79 |         | 476,600 | 531,600 |         |
| 80 |         | 477,100 | 532,500 |         |
| 81 |         | 477,700 | 533,300 |         |
| 82 |         | 478,200 | 534,200 |         |
| 83 |         | 478,700 | 535,100 |         |
| 84 |         | 479,200 | 536,000 |         |
| 85 |         | 479,600 | 536,800 |         |
| 86 |         | 480,200 | 537,700 |         |
| 87 |         | 480,600 | 538,600 |         |
| 88 |         | 481,100 | 539,500 |         |
| 89 |         | 481,600 | 540,300 |         |
| 90 |         | 482,200 |         |         |
| 91 |         | 482,800 |         |         |
| 92 |         | 483,200 |         |         |
| 93 |         | 483,700 |         |         |
| 94 |         | 484,300 |         |         |
| 95 |         | 484,900 |         |         |
| 96 |         | 485,500 |         |         |
| 97 |         | 486,000 |         |         |

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第6条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第7条第1項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「，扶養親族」を「，職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子，父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における

当該扶養親族たる子，父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子，父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子，父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り，同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第11条の5第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め，同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第11項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に，「100分の90」を「100分の85」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職に属する職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，平成28年4月1日から適用する。ただし，改正後の条例第11条の5及び附則第11項の規定は，同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給等の調整)

第2条 平成28年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については，その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において，市長の定めるところにより，必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職に属する職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第4条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職に属する職員の給与に関する条例第6条第3項及び第7条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を  
「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者が除く。)」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母  
(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母  
ある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に

等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日合を除く。）

合を除く。）

の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、

」

同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（規則への委任）

第5条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 4 5 号

阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

奨学金として入学一時金を貸し付けるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例

阿久根市奨学金貸付基金条例（平成4年阿久根市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「在学している」を「在学し，又は入学しようとしている」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

（奨学金の種類及び額）

第6条 奨学金は，修学資金及び入学一時金とする。

2 修学資金は，次の各号に掲げる奨学生に対し，当該各号に定める額以内で貸し付けるものとする。

(1) 高等学校又は高等専修学校の奨学生 月額9,000円

(2) 高等専門学校，専門学校又は職業訓練短期大学の奨学生 月額18,000円

(3) 大学の奨学生 月額40,000円

(4) その他の奨学生 月額9,000円

3 入学一時金は，前項第2号又は第3号の奨学生に対し，学校への入学に際して，1回に限り800,000円以内の額を貸し付けるものとする。この場合において，修学資金の貸付けも併せてできるものとする。

4 授業料若しくは入学金を免除された者又は他の機関から学資の援助を受ける者に対しては，奨学金の貸付けを行わず，又は前2項の額から当該免除を受けた額若しくは援助を受けた額を差し引いた額の奨学金を貸し付けることができる。

（貸付期間）

第7条 奨学金の貸付期間は，貸付けを受けた月から奨学生の在学する学校の正規の修業期限までとする。

（奨学金の返還）

第8条 奨学生は，卒業又は退学したときは，当該卒業又は退学した日の翌日から起算して1年を経過した日（以下「返還開始日」と

- いう。)以後、貸付けを受けた奨学金を返還しなければならない。
- 2 奨学金の返還は、月賦、半年賦又は年賦の方法により、返還開始日から起算して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間内に完了しなければならない。
    - (1) 修学資金の貸付けを受けた場合（入学一時金の貸付けを併せて受けた場合を含む。） 10年
    - (2) 入学一時金のみを貸付けを受けた場合 5年
  - 3 前項の場合において、奨学金を返還するときの1回当たりの最低の額は、同項に規定する返還の方法に応じ、別に定めるところによる。
  - 4 第2項の規定にかかわらず、奨学生は、奨学金の全部又は一部を一時に返還することができる。
  - 5 返還する奨学金には、利息を付さない。ただし、正当な理由なく、奨学金の返還を延滞したときは、この限りでない。

第9条第1項中「市長は」の次に「、奨学生又は奨学生であった者が」を加え、「その他正当な理由」を「その他の特別な理由」に、「困難な者については」を「困難なときは」に改め、同条第2項中「状態となった」を「状態となり回復の見込みがないときその他の特別な理由があると認める」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。



議案第 4 6 号

阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 5 号）が公布されたこと等に伴い，阿久根市税条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市税条例の一部を改正する条例

阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の2第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「，附則第7条第1項，附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項，第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「，附則第7条第1項，附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項，第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「，第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等,外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については,第33条及び第34条の3の規定にかかわらず,他の所得と区分し,その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し,特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には,その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には,次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については,同条中「総所得金額」とあるのは,「総所得金額,附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の5から第34条の7まで,第34条の8第1項並びに附則第7条第1項,第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については,第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と,第34条の6第1項前段,第34条の7,第34条の8第1項並びに附則第7条第1項,第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と,第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額，同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額，同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等，外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の

規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
  - (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
  - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律

(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の市税条例附則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

議案第 4 7 号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 5 号）が公布されたこと等に伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第11項を附則第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則第9項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用



配当等，同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，第7条，第11条及び第26条の規定の適用については，第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と，「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と，第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の阿久根市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は，平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等，同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等，同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

議案第 4 8 号

阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）に基づき，本社機能等の地方移転等を行う際に，特定業務施設整備計画の認定を受けて当該施設を整備した事業者に対し，固定資産税の不均一課税を実施するため，この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づく認定地域再生計画に記載されている本市の地方活力向上地域内（以下「地方活力向上地域内」という。）において、特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の不均一課税を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方活力向上地域 法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域をいう。
- (2) 特定業務施設 法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。
- (3) 認定地域再生計画 法第5条第16項の規定により認定された地域再生計画をいう。
- (4) 移転型事業 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。
- (5) 拡充型事業 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。
- (6) 特定業務施設整備計画 法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。
- (7) 特別償却設備 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1項に規定する特別償却設備をいう。
- (8) 特別償却設備設置者 省令第2条第2号に定める期間内に法第17条の2第3項の規定に基づき特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から2年を経過する

日まで（同日までに当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者をいう。

(9) 認定事業者 法第17条の2第4項に規定する認定事業者をいう。

（固定資産税の不均一課税）

第3条 市長は、特別償却設備設置者が、地方活力向上地域内において、特別償却設備を新設し、又は増設した場合は、当該特別償却設備の家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（省令第1条に規定する公示日以後に取得したものであり、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地に当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。）に対して課する固定資産税について、不均一課税を行うことができる。

（固定資産税の不均一課税の期間及び税率）

第4条 前条の規定による固定資産税の不均一課税の期間は、同条に規定する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して新たに固定資産税を課する年度から3年を限度とし、当該固定資産税に係る税率は、阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業中及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。

| 事業    | 年度   | 税率         |
|-------|------|------------|
| 移転型事業 | 初年度  | 100分の0.14  |
|       | 第2年度 | 100分の0.35  |
|       | 第3年度 | 100分の0.7   |
| 拡充型事業 | 初年度  | 100分の0.14  |
|       | 第2年度 | 100分の0.467 |
|       | 第3年度 | 100分の0.933 |

（不均一課税適用特定業務施設の指定）

第5条 第3条の規定による固定資産税の不均一課税を受けようとする認定事業者は、あらかじめその新設し、又は増設しようとする特

定業務施設ごとに市長の指定（以下「指定」という。）を受けなければならない。

2 市長は、指定の際、必要な条件を付することができる。

（報告）

第6条 市長は、指定を受けた特定業務施設の認定事業者に対し、固定資産税の不均一課税を行うために必要な報告を求めることができる。

（指定の取消し）

第7条 市長は、指定を受けた特定業務施設の認定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、特定業務施設の指定又は既に行った固定資産税の不均一課税を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 事業の廃止又は休止があったとき。
- (3) 市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 前条の規定による報告をしなかったとき。
- (5) その他事業の施行方法が不適當であると認められるとき。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 9 号

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省  
令の整備等に関する省令（平成 2 8 年厚生労働省令第 1 2 号）の公布  
により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2  
6 年厚生労働省令第 6 3 号）が一部改正されたことに伴い，放課後児  
童支援員の資格についての規定を整備するため，条例の一部を改正し  
ようとするものである。

(別紙)

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例（平成26年阿久根市条例第16号）の一部を次のように改  
正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加  
える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 5 0 号

阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

児童扶養手当法施行令（昭和 3 6 年政令第 4 0 5 号）の一部が改正  
されたことに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。



(別紙)

阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「施行令第2条の4第4項」を「施行令第2条の4第7項」に，同項第2号及び第3号中「施行令第2条の4第5項」を「施行令第2条の4第8項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

阿久根市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について

阿久根市農業委員会の委員等の定数に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）の一部改正に伴い，農業委員会の委員及び農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数を定めるため，この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市農業委員会の委員等の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、阿久根市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、12人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、7人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(阿久根市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 阿久根市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年阿久根市条例第14号）は、廃止する。

(阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中第65号を第66号とし、第9号から第64号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

|                 |            |
|-----------------|------------|
| (9) 農地利用最適化推進委員 | 月額 30,000円 |
|-----------------|------------|

(経過措置)

4 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の場合においては、この条例及び前項の規定による改正後の阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、第2項の規定による廃止前の阿久根市農業委員の選挙による委員の定数条例及び前項の規定による改正前

の阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、  
なおその効力を有する。